

営業延長許容地域（島原市）

高島1丁目（一般国道251号線東側を除く。）、高島2丁目（一般国道251号線東側を除く。）、新町1丁目、万町、堀町及び中堀町（第一種住居地域を除く。）



200 m
1:4,000